

発行/平成29年3月27日
長野県木曽広域連合

第51号



きそネット

新可燃ごみ焼却施設建設工事の進捗状況をお知らせします

木曽広域連合で進めている「ごみ焼却（熱回収）施設整備工事」は、平成28年12月15日に最初のコンクリートを打設してから、3月中旬までに約40%まで進んでいます。これまでにごみを溜めるピット、炉室エリアの基礎梁が概ね完成しています。

2月末からは鉄骨の建て方も始まっており、これから10月頃の完成に向けて、新しいごみ焼却施設の建築工事が行われます。

それと並行して関西・四国・九州地方を中心とした工場で、機械設備の製作が行われ、完成した機器は現場に搬入されて順次据え付け工事が行われています。

新しい施設の完成予定は平成30年3月末、稼働開始は4月からの予定です。大型の工事車両が通行するようになり、地元の皆さま、近隣の皆さま、現在のごみ処理施設へごみを搬入する皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



工事中の新しい施設を望む

目次

木曽広域連合議会だより……………	2	緑聖苑の火葬業務を民間に委託します……………	5
土日・祝日の一次救急医療……………	5	ごみの減量とリサイクルの推進にご協力をお願いします……	6

木曽広域連合の最新情報は、ホームページでご確認できます。

<http://www.kisoji.com/kisokoiki/>

木曾広域連合議会だより

平成29年木曾広域連合議会第1回定例会

開催日：平成29年2月28日(火)

▼議案第1号	木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	……可決
▼議案第2号	木曾広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	……可決
▼議案第3号	木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について	……可決
▼議案第4号	木曾広域連合公の施設に係る指定管理者の指定について	……可決
▼議案第5号	平成28年度木曾広域連合一般会計補正予算（第4号）	……可決
▼議案第6号	平成28年度木曾広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）	……可決
▼議案第7号	平成29年度木曾広域連合一般会計予算	……可決
▼議案第8号	平成29年度木曾広域連合介護保険特別会計予算	……可決
▼ほか	・一般質問3件・全員協議会3件（新焼却炉建設 介護保険新事業 木曾察あり方検討委員会）	

平成28年度補正予算（第4号）の概要

2月議会で可決されました。

会計別補正予算総括表

単位：千円

	歳 入			歳 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
一般会計	4,135,280	△ 38,779	4,096,501	4,135,280	△ 38,779	4,096,501
介護保険特別会計	4,266,010	0	4,266,010	4,266,010	0	4,266,010
合 計	8,401,290	△ 38,779	8,362,511	8,401,290	△ 38,779	8,362,511

一般会計

単位：千円

歳 入	補正額	歳 出	補正額	主な補正内容
分担金及び負担金	△ 91,685	議 会 費	△ 167	人件費補正 △ 10,115
使用料及び手数料	22,666	総 務 費	14,483	光熱水費 △ 24,349
国庫支出金	△ 19,050	民 生 費	△ 2,435	共架電柱工事負担金 14,013
県 支 出 金	△ 216	衛 生 費	△ 42,979	情報施設管理費 2,808
寄 附 金	7,010	農林水産業費	87	嘱託職員賃金 △ 2,700
繰 入 金	25,531	土 木 費	△ 3,620	寄附金積立金 7,070
諸 収 入	16,965	消 防 費	△ 2,766	ごみ収集・収集委託経費 △ 8,444
		教 育 費	△ 3,340	ごみ処理施設消耗品費 △ 6,123
		予 備 費	1,958	脱水污泥処分委託料 △ 3,717
歳入補正額計	△ 38,779	歳出補正額計	△ 38,779	道路橋点検委託料 △ 3,112

新しい公会計システム導入のための改修について繰越明許費を計上しました。

（繰越明許費：当年度に終わらない事業費を、議決を受けて翌年度に繰り越すこと）

一般会計 繰越明許費

単位：千円

事業名	事業概要	繰越額
総務一般経費	公会計システム改修委託料	2,460

緑聖苑の火葬業務委託契約を平成28年度中に行うため、債務負担行為を設定しました。

（債務負担行為：複数年度にまたがる事業について、議決によりその限度額を定めること）

一般会計 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
火葬管理業務委託	平成29年度	13,000

介護保険特別会計

単位：千円

歳 入	補正額	歳 出	補正額	主な補正内容
		総 務 費	70	人件費補正 △ 380
		予 備 費	△ 70	派遣職員負担金 1,700
歳入補正額計	0	歳出補正額計	0	認定調査費 △ 1,000

平成29年度当初予算の内訳

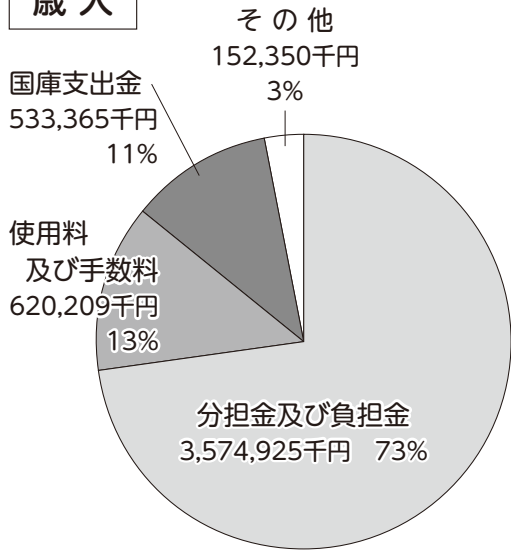
2月議会で可決されました。

一般会計

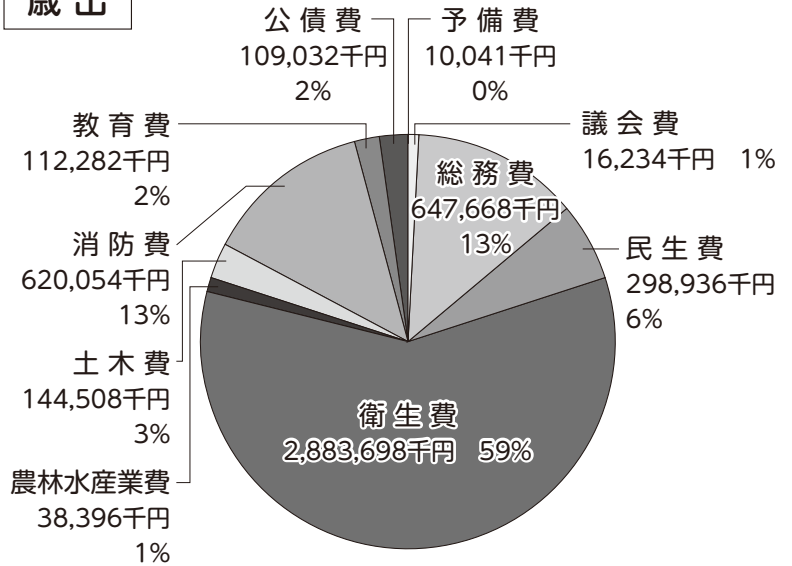
歳入歳出総額：48億8,084万9千円

前年度比較
773,290千円増

歳入



歳出



主な事業内容

(千円)

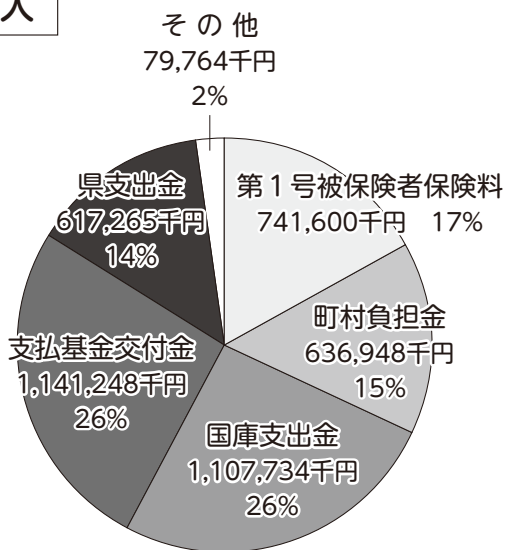
企画振興事業等	18,297	休日等一次救急	38,248	し尿施設等運営	299,826
CATV管理等	444,823	新ごみ施設建設	1,974,135	緑聖苑運営	37,107
老人ホーム運営	289,505	ごみ施設等運営	461,759	文化公園運営	107,663

介護特別会計

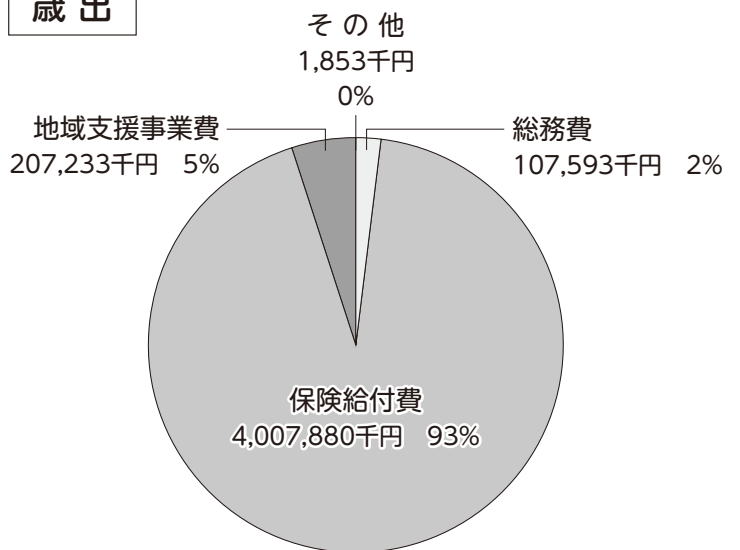
歳入歳出総額：43億2,455万9千円

前年度比較
166,330千円増

歳入



歳出



主な事業内容

(千円)

介護認定事業費	27,255	高額介護サービス諸費	68,830
介護サービス等諸費	3,762,819	特定入所者介護サービス諸費	132,739
介護予防サービス等諸費	40,320	地域支援事業費	207,233

一般質問の概要

「木曽はひとつ」

質問 (Q)：中村博道議員

答弁 (A)：古幡副管理者、村田総務課長、開藤文化公園館長



Q 少子化に伴う教育問題について郡内全体で検討するため、木曽広域連合に窓口を設置してはどうですか。

A 教育問題については、長野県の第2期高校再編計画の動きを注視したいと考えています。

Q 「木曽地方事務所」が「木曽地域振興局」に再編されるのに合わせ、「木曽はひとつ」キャンペーンなどを行ってはどうですか。

A 災害復興のために対策協議会が設立され、キャンペーンなどを行ってきています。この協議会事務局はこれまで木曽観光連盟が務めていましたが、「木曽地域振興局」に移管し、今後も対策を続ける予定です。

Q 御嶽海関の活躍が目覚ましい今、大相撲木曽場所の開催を検討してはどうですか。

A 主催者や宿泊などの問題がありますが、御嶽海後援会では御嶽海関の今後の活躍によっては開催も検討する意向のようです。

「木曽の医師確保について」

質問 (Q)：矢澤和重議員 答弁 (A)：原連合長、垣外健康福祉課長



Q 木曽の医師確保はどのような状況ですか。

A 木曽郡内には、現在34名の医師がおられますが、人口当たりでは全国平均の半分ほどです。在宅医師は高齢化が進んでおり、木曽病院の常勤医師の数も減っています。医師確保は長野県、木曽病院、県立病院機構の理事長方の努力にかかっています。

Q 南木曽でも坂下病院の医師確保に苦慮しています。木曽広域連合ではどのように対策していますか。

A 木曽広域連合では、夜間・休日の一次救急事業における医師確保に取り組んでいます。信州大学が頼りで、お願いにあがっていますが、とても難しい状況です。

Q 木曽広域連合で奨学金制度を設立し、木曽郡内で医師の養成をする考えはありませんか。

A 長野県に医師育成の奨学金制度がある中、木曽において同様の奨学金制度を設けるのは難しい状況です。医療改革により、医師は自分の働きたい場所を自分で決めることが原則となっています。医師に限らず、木曽地域を見直し、木曽に根差す人たちを増やしていく必要があると考えています。

「木曽郡の廃棄物処理行政について」

質問 (Q)：山崎隆二議員 答弁 (A)：村田総務課長、茂澄環境課長

Q 新ごみ処理施設は12時間炉という国内初の焼却炉だと聞きました。導入経緯を説明して下さい。

A これまでの8時間炉では建設コストが高くなり、16時間炉では交替要員の人件費が高くなります。折衷案として12時間炉を提案しました。8時間炉の60%の建設費で、人件費も1名の増で済みます。

Q 焼却灰の処分先は東日本に偏っています。リスク分散、木曽郡内での処理は考えていますか。

A 現在、焼却灰資源化を行う業者が東海地方にあり、部分委託を考えています。木曽郡内への処理・処分施設の設置は難しい状況ですが、検討したいと考えています。

Q 災害時への備えについて説明して下さい。

A 災害ごみ処理の実績としては南木曽水害、御嶽噴火時に60tを処理しました。備えとしては、近隣施設との相互協力体制の構築のほか、新ごみ処理施設は1,000tの災害ごみを処理できる設計です。

Q 廃棄物行政の今後の課題は何ですか。ごみ処理は一極集中化しており、リスクの分散が必要です。

A し尿・汚泥等については、施設維持管理と共に、し尿処理施設と下水道汚泥処理施設の統合が課題です。ごみ処理は、施設の延命化と、更なるごみ減量化、小型家電リサイクルが課題となっています。



木曾広域連合事業のご紹介

土日・祝日の一次救急医療

医療機関が休診となる土曜日、日曜日、祝日に急病となった方が受診できるようにする体制を、「救急医療体制」と言います。

救急医療体制について

救急医療体制は、症状の重症度に応じて救急医療機関が次の3段階に分けられています。

- | | |
|---------------|---|
| 一次救急医療 | 市町村の責任で整備が必要な、入院の必要がなく比較的症状の軽い、帰宅可能な患者への対応機関。
・地域の医院など |
| 二次救急医療 | 主に入院治療が必要な重症患者への対応機関。
・木曾病院など |
| 三次救急医療 | 主に高度処置が必要な重篤患者への対応機関。
・高度救命救急センターなど |

木曾郡内では、町村からの事務委託で木曾広域連合が「一次救急医療」事業を行い、皆さんが休診日に体調を崩されても、診察を受けられるように木曾病院と信州大学医学部の協力により、態勢を整えています。

診察は木曾病院の一部をお借りして、信州大学医学部から派遣された外科、内科、整形外科のいずれかの医師1名と共に、木曾広域連合雇用の看護師1名があたっています。
(12月29日～1月3日の期間は医師が2名体制となります。)

また、木曾広域連合が木曾病院で行うもののほか、木曾医師会・木曾郡歯科医師会の運営する当番医制の休日診療があり、土日・祝日であっても郡内の当番医で受診できる体制となっています。

どの医院が当番医かは、新聞、木曾広域連合・各町村ホームページ等でご案内しています。

都合により当番医が変更となる場合がありますので、電話でご確認の上、受診をお願いいたします。

休日の当番医確認電話番号：救急医案内サービス ☎0570-088199 (休日のみ)

木曾葬斎センター 緑聖苑の火葬業務を民間に委託します

平成29年度から木曾葬斎センター「緑聖苑」の火葬業務等を民間業者へ委託します。

委託する業務は火葬業務と施設の管理業務で、火葬の窓口予約などの事務手続きは、これまでどおり町村、木曾広域連合が行いますので、手続きの連絡先、方法などに変更はありません。また、手順なども変わりません。

民間業者への委託としたことで、これまで以上にサービスの向上に心掛けてまいります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



木曾葬斎センター緑聖苑

緑聖苑に関するお問合せ先：環境センター (***) 52-2530

ごみの減量とリサイクルの推進にご協力をお願いします

木曾広域連合では新しいごみ焼却施設の建設費および維持管理費を縮減し、財政的な負担を軽減することなどを目的として、住民の皆さまに「ごみの減量」をお願いしています。

最も有効な手段の一つとして、「リサイクルの推進」が挙げられます。「プラスチック製容器包装」、「生ごみ」、「紙類」、「ペットボトル」、「リサイクルびん」、「発泡スチロール」など、日頃から分別にご協力頂いておりますが、あらためて代表的なものの回収方法をご紹介します。

プラスチック製容器包装

回収日	プラの日(月2回)
回収場所	ごみステーション
出し方	プラスチック製容器包装指定袋(黄)



対象は、この「プラマーク」のある、プラスチック・ビニール製の容器・包装です。

プラマークのないものは、全て対象外です。絶対にプラ容器に混ぜないでください。

プラスチック製容器包装の対象(例)			対象外(例)		
<p>プラ製ボトル類</p>	<p>プラ製袋・フィルム類</p>	<p>チューブ容器類</p>	<p>ペットボトル</p>	<p>発泡スチロール</p>	<p>プラスチック製のおもちゃ</p>
<p>プラ・発泡製カップ類</p>	<p>プラ製パック・トレイ類</p>	<p>プラ製ふた類</p>	<p>ふた・ラベルは対象</p>	<p>トレイ類は対象</p>	<p>ストロー・スプーン</p>
<p>プラ製ふた類</p>			<p>在宅医療廃棄物</p>	<p>危険品</p>	<p>バケツ・歯ブラシ</p>
			<p>処方した医療機関に相談</p>	<p>ごみとして分別</p>	

生ごみ

回収日	生ごみの日(週2回)
回収場所	ごみステーション
出し方	生ごみ指定袋(緑)

《堆肥化できる「生ごみ」台所から出る「調理くず」「食べ残し」(例)	《「生ごみ」として出してはいけないもの》食品以外のもの(例)
<p>野菜・果実等調理くず</p> <p>肉・魚類の骨</p> <p>残飯</p> <p>貝・カニ・エビ・卵の殻</p>	<p>■オムツ・衛生用品 ■チューブ類 ■菓子袋類 ■ペットボトル</p> <p>■アルミホイル ■スプーン・フォーク ■コップ・カップ類</p> <p>■ラップ類・ビニール袋 ■トレイ・パック ■わりばし ■タバコ</p>

紙類

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	ひもなどでまとめて出す。

ダンボール	新聞紙	チラシ・古紙類	紙製飲料パック
<p>対象：中が波状のダンボール</p> <p>対象外：防水コートされたダンボール →対象外は可燃ごみに出す。</p>	<p>対象：新聞紙</p>	<p>対象：チラシ・包装紙・雑誌・書籍など</p> <p>対象外：カーボン紙・感熱紙・テープ・シール臭いの強い紙(線香の箱・石けんの箱等)ラップの芯等の硬い紙類</p>	<p>対象：牛乳・ジュースの紙製パック</p> <p>対象外：中がアルミ(銀色)の紙製パック →対象外は可燃ごみに出す。</p>



詳しくは「家庭ごみの分別区分と出し方の手引き」をご覧ください。各町村役場又は木曾クリーンセンターへお問い合わせください。

各機関のホームページでもご覧いただけます。